

# 発電側課金のアンケート等について

第4回 制度設計・監視専門会合  
事務局提出資料

2024年12月26日



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 本日の御報告

- 2024年4月から導入された発電側課金においては、発電事業者から発電料金の一部として小売電気事業者に転嫁されていくことが想定されているが、既存相対契約の見直しが行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負うことになってしまう。
- そのため、転嫁に係る協議が適切に行われるよう「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」（以下「転嫁ガイドライン」とする。）の趣旨に沿った契約交渉等が行われているかを把握する観点から、アンケート・ヒアリングを当面の間は、年1回実施することとされた。
- 先般、第100回制度設計専門会合において、今年度の「発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート調査等の実施」について、御了承いただいたところ。
- 今回会合では、当該アンケート・ヒアリングを各小売電気事業者及び発電事業者に対して実施したため、その結果及び確認された課題への対応状況等について、御報告を行うもの。

# (参考) アンケート等の実施経緯について

第100回制度設計専門会合 資料4  
(2024年8月)

## 発電側課金の転嫁ガイドラインとアンケート等の実施について

- 発電側課金は、発電料金の一部として小売電気事業者に転嫁され、ひいては最終需要家に転嫁されていくことが想定されている。
- このため、発電側課金の転嫁の円滑化については、既存相対契約の見直しが行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負うことになるため、発電と小売との協議が適切に行われるよう「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」(以下、「転嫁G L」とする。)の趣旨に沿った契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等がなされているかを把握する観点から、アンケート・ヒアリングを当面の間は、年に1回実施することと整理されたところ。

### ② 転嫁状況の監視

転嫁ガイドラインの趣旨に沿った適切な運用(契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等)がなされているかを把握する観点から、以下の流れによりアンケート・ヒアリングを実施する。

なお、アンケートの対象者については、多くの声を拾う観点から、高度化法達成計画の報告対象となっている小売電気事業者や新電力及び太陽光といった発電事業者等を念頭に想定している。また、相対契約の契約期間は、多くが1年契約となっていることから、更新頻度に合わせ、当該アンケート・ヒアリングについても、制度導入後、当面の間は、年に1回の実施を予定している。

発電側課金について  
中間とりまとめ  
一部強調  
(2023年4月)

**1. アンケート調査等の実施結果**

2. アンケート調査等で確認された課題への対応状況

3. 次年度のアンケート調査等

# アンケートの実施概要について

- 発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート（実施期間：9月12日～10月18日）について、太陽光・風力発電事業者、大規模・小規模な小売・発電事業者及び自家発電事業者含め、**対象の145社のうち、126社(小売：83社、発電70社 (小売・発電双方の立場の場合もあり))からの回答あり。(回収率：87%)**

※関係事業者より「高度化法達成計画の報告対象事業者に限らず、需要規模や発電規模が小さい事業者も含め、幅広くアンケート調査等の対象としてはどうか」との御意見があったことを踏まえ、対象事業者を当初の想定より拡大したものの。

## ○WEBアンケートフォーム

発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート  
(電力・ガス取引監視等委員会)

【小売電気事業者と発電事業者の共通事項】

<小売電気事業者の立場の場合>

※小売電気事業者に該当しない場合は以下「次へ」を押下してください。

1. 発電側課金を知っていますか。 **必須**

はい  いいえ

2. 「相对契約における発電側課金の転嫁に関する指針」(転嫁ガイドライン)を知っていますか。 **必須**

はい  いいえ

3. 相对契約による電力取引を行っていますか。 **必須**

はい  いいえ

戻る 次へ

### 小売電気事業者

アンケート回答事業者の属性	回答事業者数
高度化法報告対象事業者	59社
大規模小売電気事業者 (高度化法報告対象を除く)	10社
小規模小売電気事業者 (高度化法報告対象を除く)	14社

※大規模小売電気事業者：年間の需要が1,500万kW以上の事業者から選定  
小規模小売電気事業者：年間の需要が1,500万kW未満の事業者から選定

### 発電事業者

アンケート回答事業者の属性	回答事業者数
高度化法報告対象事業者(うち自家発電事業者:4社)	23社
自家発電事業者 (高度化法報告対象を除く)	4社
大規模発電事業者 (高度化法報告対象を除く)	3社
小規模発電事業者 (高度化法報告対象を除く)	9社
太陽光発電事業者 (高度化法報告対象を除く)	10社
風力発電事業者 (高度化法報告対象を除く)	21社

※大規模発電事業者：年間の発電量が1,500万kW以上の事業者から選定  
小規模発電事業者：年間の発電量が1,500万kW未満の事業者から選定

# (参考) アンケートの実施概要について

第100回制度設計専門会合 資料4  
(2024年8月)

## アンケート等の実施概要案 (①調査対象)

- 発電側課金の中間とりまとめでは、調査対象について、「高度化法達成計画（非化石エネルギー源の利用目標達成計画）の報告対象となっている小売電気事業者や新電力及び太陽光といった発電事業者等を念頭に想定」と整理されていることを踏まえ、今般、当該小売電気事業者及び発電事業者等を対象※にアンケート・ヒアリングを実施することとしたい。

※小売電気事業者：70社程度、発電事業者：30社程度の規模を対象した実施を想定。

### ①発電側課金の小売側への転嫁の円滑化

- 発電側課金の小売側への転嫁の円滑化については、既存相対契約の見直しが行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負わされることになることから、発電と小売との協議が適切に行われるよう、今後、「発電側課金に関する既存契約見直し指針」（転嫁ガイドライン）を策定・制定することとしている。
- 転嫁ガイドラインの趣旨に沿った適切な運用（契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等）がなされているかを把握する観点から、アンケート・ヒアリングを実施する。
- アンケートの対象者については、多くの声を拾う観点から、高度化法達成計画の報告対象となっている小売電気事業者や新電力及び太陽光といった発電事業者等を念頭に想定している。また、相対契約の契約期間は、多くが1年契約となっていることから、更新頻度に合わせ、当該アンケート・ヒアリングについても、制度導入後、当面の間は、年に1回の実施を予定。

発電側課金について  
中間とりまとめ概要  
一部強調  
(2023年4月)



# (参考) アンケートの調査項目について

第100回制度設計専門会合 資料4  
(2024年8月)

## アンケート等の実施概要案 (②調査項目)

- アンケートにおける調査項目イメージは、第65回制度設計専門会合(2021年10月開催)において、具体的な転嫁の状況等に係る確認事項をベースに検討するものと整理されていたことを踏まえるとともに、以下のとおり追加での確認事項も調査項目に加えることとしてはどうか。

### 【小売電気事業者と発電事業者の共通事項】

※下線部が追加確認事項

- ・発電側課金を知っているか。
- ・転嫁G Lを知っているか。
- ・相対契約による電力取引を行っているか。
- ・発電側課金の導入に伴う、相対契約の見直し協議が行われたか。
- ・相対契約の見直し協議が行われた場合、いつ頃に協議が行われたか。
- ・協議の結果、発電側課金の転嫁が行われたか。また、いつから転嫁が実施されたか。
- ・発電側課金については、kW課金とkWh課金相当分をどのように転嫁を行ったか。
- ・エリアによって発電側課金のkW課金及びkWh課金の単価が異なる場合があるが、どのように相対契約の取引価格に転嫁を行ったか。
- ・協議の際に何らかの工夫が行われたか。
- ・協議を行う際にトラブルは生じなかったか。

### 【小売電気事業者】

- ・相対取引で契約している発電事業者が卸電力市場や相対取引などの複数の方法で売電している場合、御社としては相対契約における発電側課金相当分の転嫁をどのように進めたか。
- ・発電側課金の導入に伴う需要側託送料金の減額分について、どのように想定したか。
- ・複数の発電事業者と相対契約を結んでいる場合、どのように需要側託送料金の減額相当分を案分したか。

### 【発電事業者】

- ・卸電力市場や相対取引など、複数の方法によって売電を行う場合、発電側課金の転嫁をどのように行ったか。特に、相対取引に関しては、どのように転嫁の額を決めたか。
- ・複数の小売電気事業者と相対契約を結んでいる場合、どのように発電側課金相当分を案分したか。
- ・御社の所属するグループの傘下に、小売事業者が存在する場合、グループ外とグループ内の小売電気事業者に対して、どのように内外無差別を確保したか。

# (参考) アンケートの調査スケジュールについて

第100回制度設計専門会合 資料4  
(2024年8月)

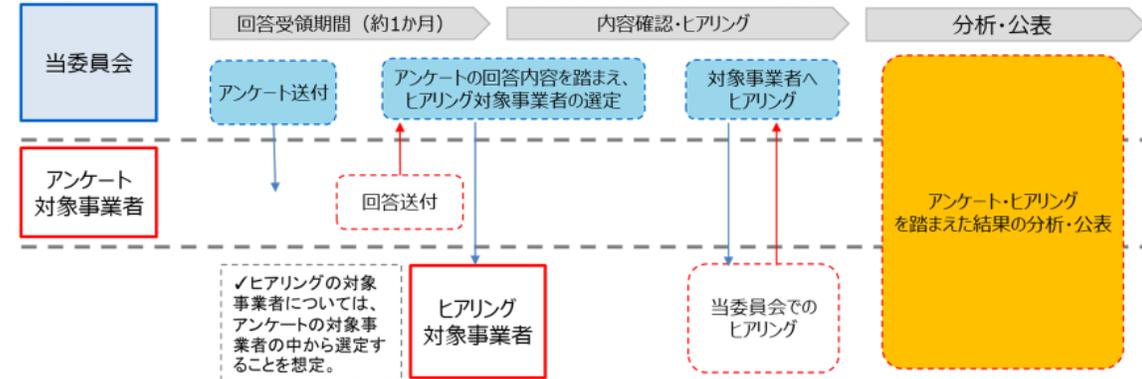
## アンケート等の実施概要案 (③調査スケジュール想定)

● 本アンケート・ヒアリングについては、今後以下のスケジュールを念頭に対応する想定とし、調査結果の分析及び取りまとめた結果については、本制度設計専門会合において、適時ご報告・ご議論させていただく形としたい。

- 9月上旬 アンケート調査票の確定、送付準備
- 9月中旬 アンケート送付 (回答期間は約1か月)
- 10月中旬 アンケート回収
- 10月下旬 アンケート回答内容の取りまとめ
- 11月 回答内容についての個別ヒアリング、調査結果の分析・取りまとめ

【アンケート・ヒアリング実施の流れ (発電側課金の導入後速やかに行うことを予定。)】

第65回制度設計専門会合 資料6-1  
一部抜粋 (2021年10月)



※本アンケート・ヒアリングは、契約交渉等の手続きが適正に進んでいるか等を確認するものであり、これに限らず、各事業者が当委員会に対し、個別案件等について情報提供することは、従前どおり、何ら妨げられるものではない。

# 主なアンケート結果について

- 主なアンケート結果については以下のとおり。**未転嫁やトラブル等に係る回答をした事業者に対しては、別途ヒアリングを実施している（スライド16参照）。**

## <主なアンケート結果>

○発電側課金を知っている：**98%**（124件）、転嫁ガイドラインを知っている：**83%**（104件）

○相対契約の見直し協議が行われた：**65%**（69件）

（以下、相対契約の見直し協議が行われた中での数値）

○発電側課金相当額の一部の転嫁が行われなかった：【小売】**16%**（8件）、【発電】**16%**（6件）

    発電側課金相当額の全ての転嫁が行われなかった：【小売】**6%**（3件）、【発電】**8%**（3件）

○協議にあたってトラブルが生じた：【小売】**18%**（8件）、【発電】**3%**（1件）

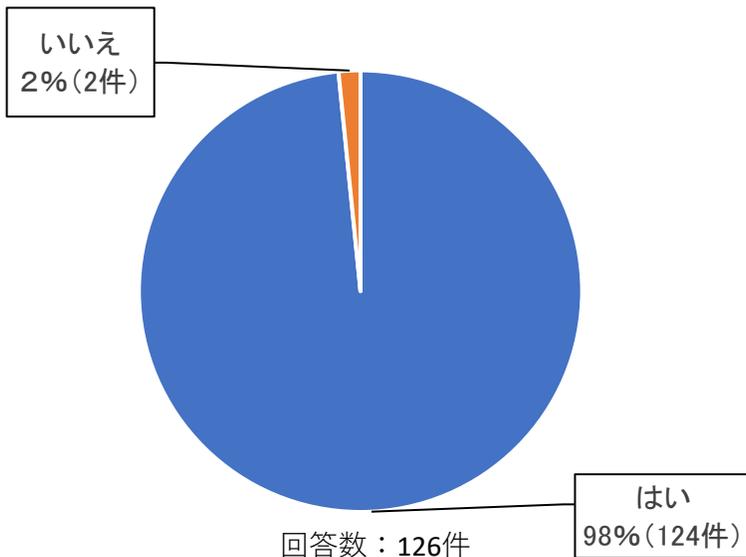
# アンケート結果について（発電側課金の認知度）

- 発電側課金を知っているという回答した事業者は、**98%**であった。また、**発電側課金の情報の入手先**は国の審議会やホームページが大半を占めていた。

○ 発電側課金を知っていますか。

小売電気事業者

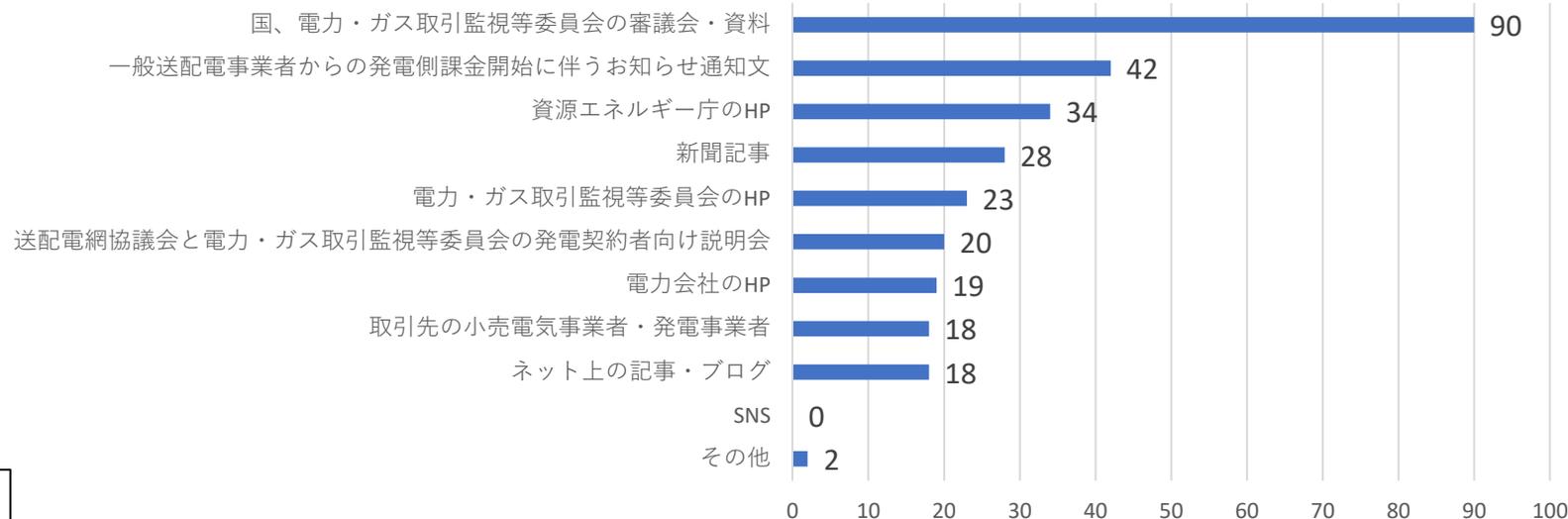
発電事業者



○ 発電側課金をどこで知りましたか。（複数選択可）

小売電気事業者

発電事業者



# アンケート結果について（転嫁ガイドラインの認知度）

- 「**相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針**」について、**知っている**と回答した事業者が**8割程度**であった。また、**転嫁ガイドラインの情報**の入手先は**国の審議会**や**ホームページ**が大半を占めていた。

○「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」を知っていますか。

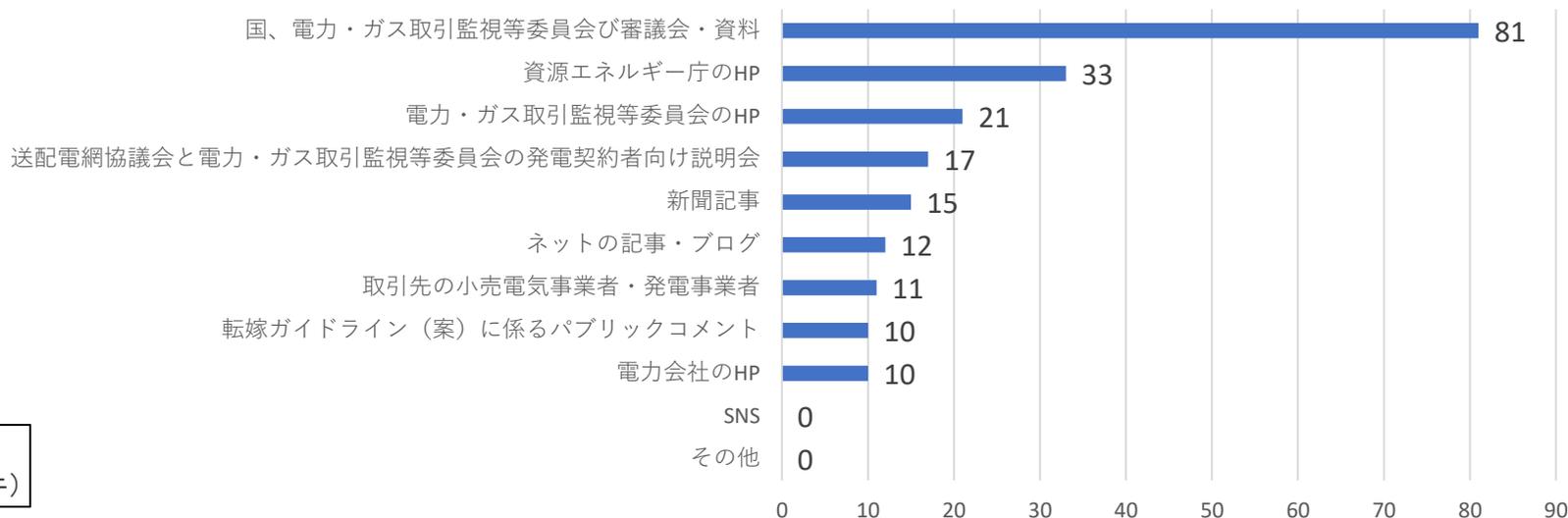
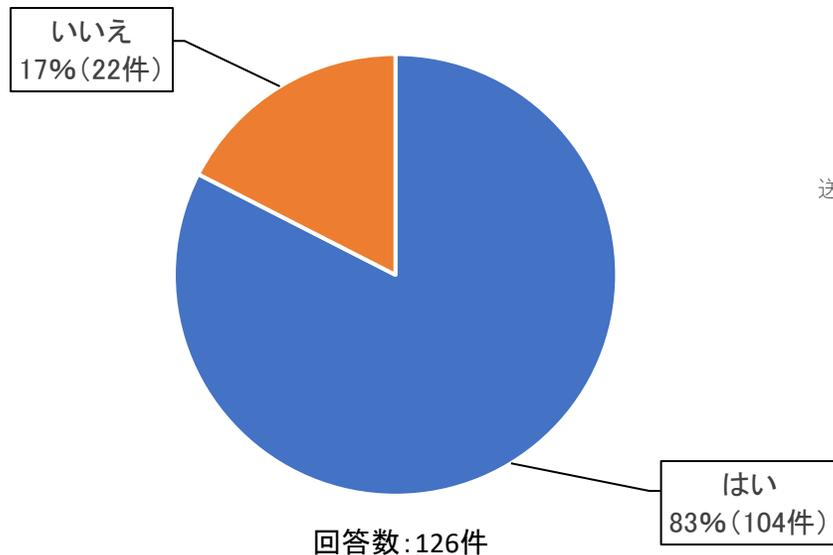
小売電気事業者

発電事業者

○「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」をどこで知りましたか。  
(複数選択可)

小売電気事業者

発電事業者



# アンケート結果について（見直し協議の実施有無）

- 相対契約を持つ事業者のうち、見直しが行われた事業者は、7割程度であった。見直しが行われていない理由としては、新規契約で見直しが不要等との回答が多く確認された。

○ 発電側課金の導入に伴う、相対契約の見直し協議が行われましたか。

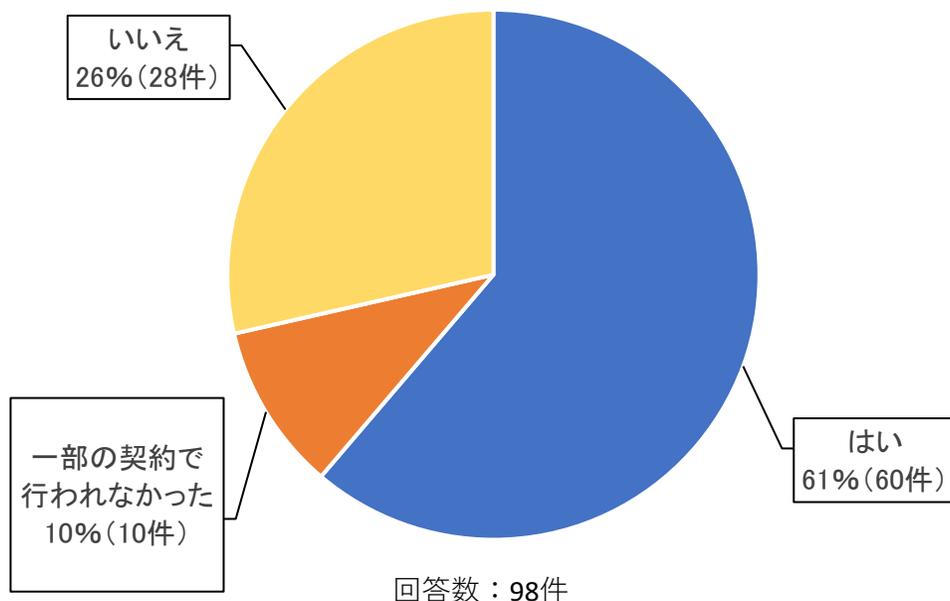
○ なぜ、相対契約の見直し協議が行われなかったのか、その理由について教えてください。

小売電気事業者

発電事業者

小売電気事業者

発電事業者



- 発電側課金導入後に相対契約を契約したため。
- 2024年度からの新規契約で見直し協議自体が不要であったため。
- 発電側課金が導入される前から、あらかじめ導入された場合の対応について、契約上規定することが多かったことから、制度導入時のタイミングで協議したものではないため。

# アンケート結果について（発電側課金の転嫁方法）

- 発電側課金のkW課金とkWh課金相当分の転嫁方法については、一般送配電事業者が定める課金単価や発電事業者における発電側課金の実績額を踏まえた転嫁が行われていること等の回答があった。

○ 発電側課金については、kW課金とkWh課金相当分をどのように転嫁を行いましたか。

## 小売電気事業者

- 一般送配電事業者が定める発電側課金のkW課金単価及びkWh課金単価により算定される額を相對契約の卸料金に反映する形で転嫁を受けた。
- 当社の契約の大宗を占める太陽光発電事業者から、発電側課金相当額のkW課金分をkWh課金に換算した上で一律kWh課金として転嫁を受けることとした。
- 発電事業者との協議結果に応じて、発電側課金額の想定値または実績額の転嫁が行われた。
- 発電所が属するエリアの単価を採用し転嫁を受けた。
- 発電事業者に対して、可能な範囲で発電側課金の実負担額を提示してもらった上で転嫁を受けた。

## 発電事業者

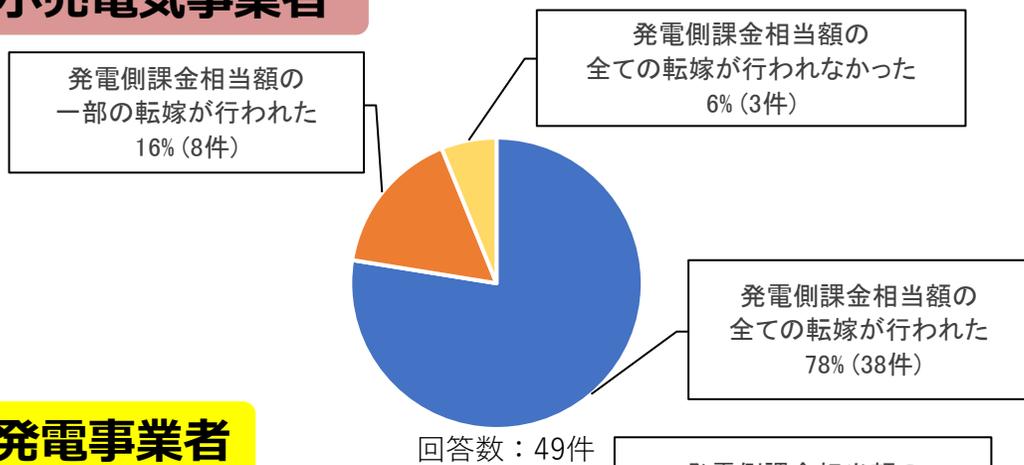
- 一般送配電事業者に支払った発電側課金の実績額をそのまま小売電気事業者に転嫁した。
- kW課金は、各小売との契約kWに応じた額（系統設備効率化割引分も考慮し、相当額を減額）、kWh課金は、売電量に応じた額を転嫁した。
- 卸料金単価には発電側課金相当額を含めず、別途、発電側課金相当額の単価を設定して転嫁した（なお、請求額は合計額）。
- 発電所が属するエリアの単価を採用し転嫁した。
- 受給料金単価と発電側課金相当単価を区分して設定することで、相對契約における発電側課金の負担額の明確化を図った。

# アンケート結果について（発電側課金の未転嫁）

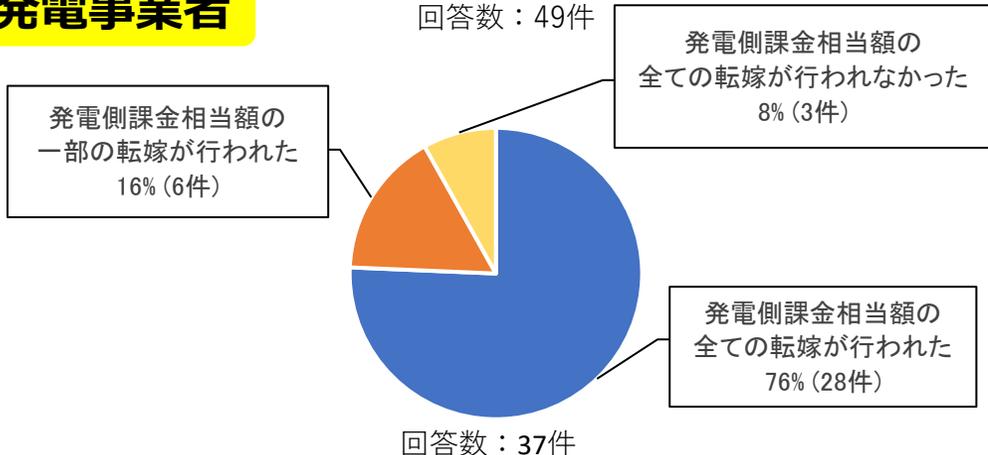
- 相対契約の見直し協議を行った事業者のうち、「発電側課金相当額の一部の転嫁が行われた、または全ての転嫁が行われなかった」と回答した事業者が2割程度であった。当該事業者については別途ヒアリングを実施した（16スライド参照）。

○ 協議の結果、発電側課金の転嫁が行われましたか。  
（複数の協議に係る転嫁があった場合、複数選択可）

## 小売電気事業者



## 発電事業者



○ 一部転嫁が行われた、または、全部転嫁が行われなかったのは、なぜか教えてください。

## 小売電気事業者

- 発電小売の全体の契約の中で、容量市場等の他市場収益で発電側に十分な利益が上がっていること等を踏まえ、発電側課金の全額を小売側に転嫁しないことで双方が合意したため。

## 発電事業者

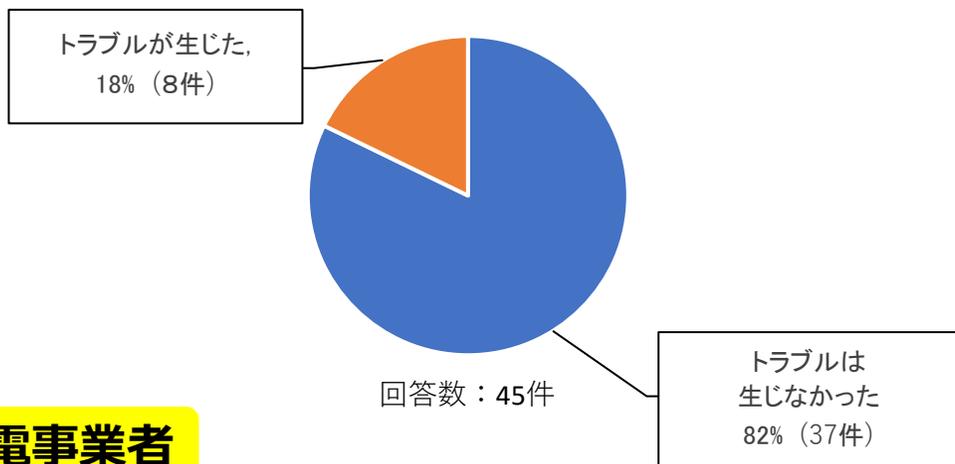
- 発電側との一部の相対契約で発電から小売への売電価格が、特定電源に紐づくコストベースではなく、電源を特定しないプライスベースの価格（コストベースの額を上回る価格）での契約となっており、トータルの価格に係る仕上がりの中で課金分が含まれているため。
- 卸電力市場の売電では、発電側課金を入札額に含めることが可能であると認識していなかったことから、発電側課金分を含めた入札を行っていなかったため。

# アンケート結果について（トラブルが生じた事案）

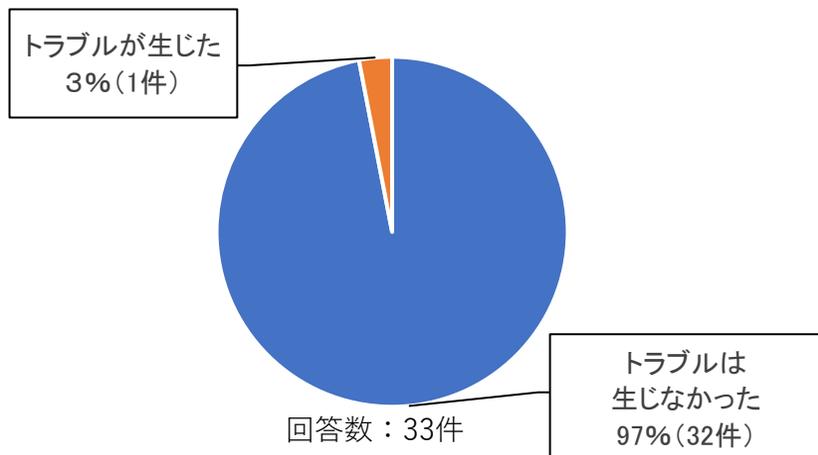
- 相対契約の見直し協議を行った事業者のうち「トラブルが生じた」と回答した事業者は2割未満であった。当該事業者については別途ヒアリングを実施した（16スライド参照）。

○協議を行う際にトラブルは生じなかったでしょうか。

## 小売電気事業者



## 発電事業者



○具体的にどのようなトラブルが生じたか、また、そのトラブルは解決できたか(具体的にどのように解決したか含め)教えてください。

## 小売電気事業者

- 一部の発電者は、一般送配電事業者からの説明でなければ、発電契約者との協議には応じないと拒否し、当該エリアの一般送配電事業者に対し発電者向け説明資料の作成と送付依頼にて対応した（当該一般送配電事業者への依頼交渉にも相当程度の日数を要した）。
- 一部の自治体が運営するごみ発電所との入札方式による相対契約において、仕様書上の発電側課金の扱いが双方で明確でなかったことから、落札後に「発電側課金を支払わない」という姿勢を示されてしまったため、代理回収業務において、発電側課金を当社側で負担しないといけない状況となっている。

## 発電事業者

- 発電側課金という新制度について理解が足りない中で、契約書作成や会計対応を行う必要があったのがトラブルであり、同業他社や社内の専門家とも協力しながら手探りで解決していった。

# ヒアリングの実施概要について

- アンケートの回答があった126社のうち「発電側課金相当額の一部の転嫁が行われなかった、または、発電側課金相当額の全ての転嫁が行われなかった」、「協議にあたってトラブルが生じた」、「その他発電側課金の制度全般や一般送配電事業者との手続き等について要望がある」等の回答があった39社（小売：32社、発電21社）に対して個別にヒアリング※を実施したところ（実施期間：10月30日～11月26日）。※オンライン形式で1社30分～1時間程度にて実施。

## 小売電気事業者

ヒアリング対象事業者の属性	回答事業者数
高度化法報告対象事業者	26社
大規模小売電気事業者（高度化法報告対象を除く）	5社
小規模小売電気事業者（高度化法報告対象を除く）	1社

※大規模小売電気事業者：年間の需要が1,500万kW以上の事業者から選定  
小規模小売電気事業者：年間の需要が1,500万kW未満の事業者から選定

## 発電事業者

ヒアリング対象事業者の属性	回答事業者数
高度化法報告対象事業者(うち自家発電事業者:1社)	12社
自家発電事業者（高度化法報告対象を除く）	2社
大規模発電事業者（高度化法報告対象を除く）	1社
小規模発電事業者（高度化法報告対象を除く）	2社
太陽光発電事業者（高度化法報告対象を除く）	2社
風力発電事業者（高度化法報告対象を除く）	2社

※大規模発電事業者：年間の発電量が1,500万kW以上の事業者から選定  
小規模発電事業者：年間の発電量が1,500万kW未満の事業者から選定

# ヒアリングの実施結果について①

- 今回のアンケートの「発電側課金相当額の一部の転嫁が行われなかった、または、発電側課金相当額の全ての転嫁が行われなかった」という回答について、ヒアリングを行ったところ、類型としては、概ね以下のとおりであった。
- 総じて、卸取引の協議や価格設定の方法等を踏まえ、双方合意の上、契約額を設定したものであり、「発電が小売に転嫁を実施したくても小売側が転嫁に応じない」といった事案は確認されなかった。

## ヒアリング結果

### <発電側課金相当額の一部の転嫁が行われなかった、または、発電側課金相当額の全ての転嫁が行われなかった>

- 発電小売の全体の契約の中で、容量市場等の他市場収益で発電側に十分な利益が上がっていること等を踏まえ、発電側課金の全額を小売側に転嫁しないことで双方が合意している事案
- 発電小売の相対契約で、発電から小売への売電価格が、特定電源に紐づくコストベースではなく、電源を特定しないプライスベースの価格（コストベースの額を上回る価格）での契約となっており、トータルの価格に係る仕上がりの中で課金分を含めているとの事案
- 発電側（太陽光）が小規模な場合の契約で、小売側からkWh料金のみで買取額の単価を提示する場合があります、発電側課金分を考慮する際にkW課金分はkWh課金に換算をするものの、事務コスト軽減の観点から、当該換算に当たっては一定の平均額のモデル値としたため、個別の発電所ベースで換算した場合の課金額とは完全には一致しないとされる事案
- 卸電力市場の売電では、発電側課金を入札額に含めることが可能であると認識していなかったため、発電側課金分を含めた入札を行っていなかった事案
- 新電力において、同一グループ内の小売側との取引であることを踏まえ、事務作業軽減のため全額転嫁を行わないこととした事案

# ヒアリングの実施結果について②

- 他方、今回のアンケートの「協議にあたってトラブルが生じた、または、その他発電側課金の制度全般や一般送配電事業者との手続き等について要望がある」という回答については、**ヒアリングの結果、改善に向けた詳細の確認や検討が必要と考えられる課題が確認**された。

## ヒアリング結果

### <協議にあたってトラブルが生じた>

- 発電側課金を代理回収する発電契約者（小売）が、回収先のごみ発電を持つ自治体の発電者から発電側課金の支払いに応じてもらえない事案

### <その他発電側課金の制度全般や一般送配電事業者との手続き等について要望がある>

- 発電側課金に関して契約書面に記載が必要となる項目（系統連系受電契約の締結／変更や代理回収に関する規定）について、発電者への当該項目に係る説明資料やその説明の仕方への支援等があればありがたい。
- 検針日ごとの3つのExcelファイル（総括表、計算結果一覧、代理回収結果一覧）が作成されるが、一部エリアのみ、計算結果一覧及び代理回収結果一覧ファイルがCSVでの提供となるため、要望事業者の社内でRPAなどを活用して効率的に業務処理を行う際に支障となっているので、ファイル形式はExcel等に統一化いただきたい。
- 現在、代理回収実施後にインボイス帳票（請求機能なし）が発電所の地点ごとに後追いで送付されているが、原本を紙ではなく電子データとする運用の変更をご検討いただきたい。

# アンケート・ヒアリングの実施により確認された課題について

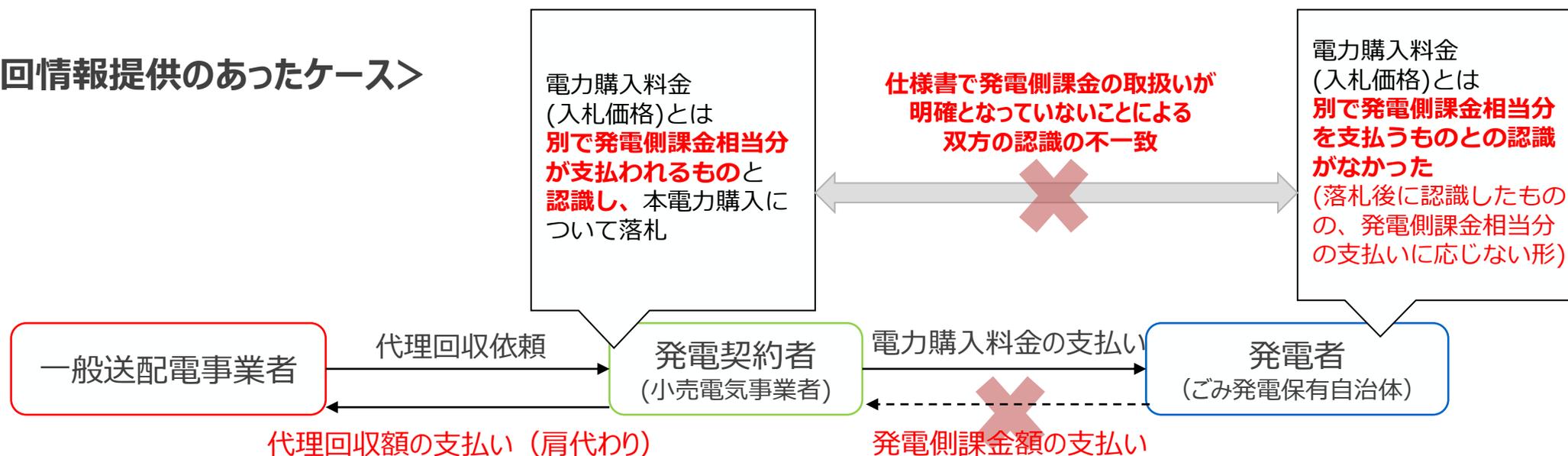
- アンケート及びヒアリングの結果、**改善に向けた詳細の確認や検討が必要と考えられる課題が確認された**ところ、その課題としては主に以下のとおり。
  - (1) 一部の発電者における発電側課金の未払いについて
  - (2) 発電側課金の制度・転嫁に係る情報周知の改善について
  - (3) 一般送配電事業者に対する手続きの改善要望について

1. アンケート調査等の実施結果
- 2. アンケート調査等で確認された課題への対応状況**
3. 次年度のアンケート調査等

# (1) 一部の発電者における発電側課金の未払いについて

- 前出のアンケート及びヒアリング調査により、一般送配電事業者の代理で発電側課金を回収する発電契約者である複数の事業者から、**回収先のごみ発電を持つ自治体である発電者から発電側課金の支払いにに応じていただけないケースがある**との情報提供があった。
- 当該発電契約者からの説明によれば、**発電側課金制度への理解が不十分であったことから**、当該自治体の発電者が行う、余剰電力の売電に係る入札において、**仕様書上で発電側課金の取扱いが明確となっておらず、両者の間で認識齟齬が生じ、双方での調整が難航した**とのこと（現状、当該自治体に支払い義務のある発電側課金を、当該発電契約者が肩代わりして負担せざるを得ない状況とのこと）。

## <今回情報提供のあったケース>



※小売電気事業者及び発電事業者においては、今回の事案に限らず、余剰電力の売却に係る入札において、発電側課金の取扱いが明確でないような場合においても、仕様書上で発電側課金の取扱いを明確化するよう留意が必要。

# (1) 一部の発電者における発電側課金の未払いについて (続き)

- 前出の事案を踏まえ、**ごみ発電を行う自治体等が加盟する関連団体 (ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会及び全国都市清掃会議)**に御協力いただき、**制度趣旨及び本事案を踏まえた発電側課金の取扱いに係る留意点について、同団体経由で会員自治体等に周知文を展開した。**  
(計538自治体等)
- また、同周知に先立ち、**電力・ガス取引監視等委員会事務局において、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会の全国各地の幹事自治体が集まる幹事会に出席し、本事案及び当該周知文について事前に説明を行ったところ。**

※なお、前出の発電契約者の事業者によると、現在、来年度実施のごみ発電の余剰電力売却に係る入札公募期間に入っているため、制度設計・監視専門会合での御報告に先行して本周知を実施させていただいたもの。

※上記幹事会において、一部の地区幹事より、「自己託送」においても発電側課金の対象となることを改めて周知できないか等の御意見が寄せられたところ。

## <ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会 (余熱協) >

(団体概要)

ごみ焼却熱の有効利用により、省資源・省エネルギーや地球温暖化抑制などに資すること、ごみ焼却施設に対する社会的評価の向上を図ることを目的に、全国の焼却施設を所有する市町村が集まり設立。

(12/12幹事会での説明)



○加盟団体数：87

(全国各地に分かれそれぞれ地区幹事を専任)

## <公益社団法人 全国都市清掃会議 (全都清) >

(団体概要)

廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てることを目的に設立。

○正会員数：530

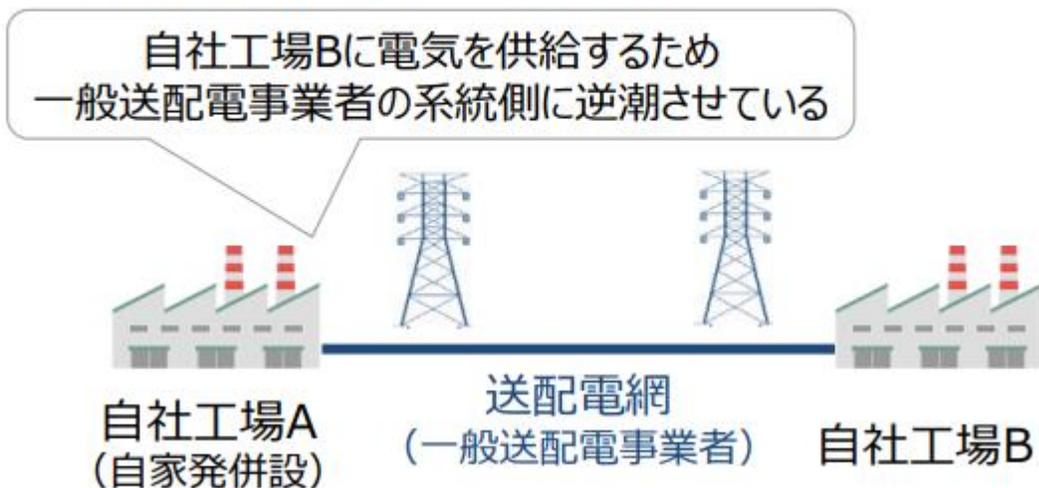
(全国の各自治体等が会員として登録)

# (参考) 自己託送における発電側課金の扱いについて

- 自己託送については、**一般送配電事業者の系統側に逆潮させている実態があることから課金対象と整理されている。** ※「発電側課金の導入について 中間とりまとめ（2023年4月）」においても、上記の旨記載しているところ。
- 上記の旨について、**電力・ガス取引監視等委員会のホームページに掲載し、改めて周知を行ったところ。**

第42回制度設計専門会合 資料7  
一部抜粋（2019年10月）

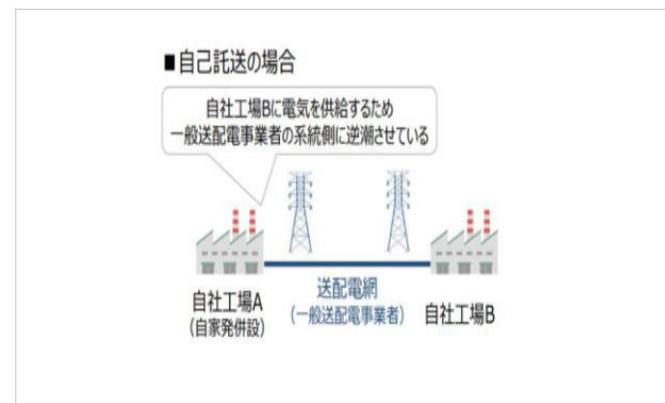
## ■ 自己託送の場合



## ○ HP掲載内容

(参考) 発電側課金における自己託送の扱い

自己託送については、一般送配電事業者の系統側に逆潮させている実態があることから課金対象と整理されております。



- URL : <https://www.egc.meti.go.jp/info/public/news/20241210001b.html>

# (1) 一部の発電者における発電側課金の未払いについて (続き)

- また、電力・ガス取引監視等委員会事務局より、関係する小売電気事業者 (全731社) に対して、本事案を踏まえた発電側課金の取扱いに係る留意点について周知文を展開したところ。

## <周知した留意点のポイント>

- ✓ 発電側課金の制度概要・趣旨についてご理解いただくこと
- ✓ 余剰電力の売却に係る入札参加に際し、説明会等において入札主催者 (発電者) に質問等いただくこと
- ✓ 当該売却に係る仕様書上での発電側課金の支払いの位置づけを明確にし、小売電気事業者及び発電者双方の認識に齟齬が生じないようにすること

# (2) 発電側課金の制度・転嫁に係る情報周知の改善について

- 前出のアンケート及びヒアリングにおいて、各小売電気事業者及び発電事業者より、発電側課金の制度及び転嫁に係る情報の周知を改善いただきたいとの声が複数寄せられたところ。
- 具体的には「発電側課金に係る関連資料が一つの場所にまとまっておらず探すのに苦慮したので、電力・ガス取引監視等委員会のホームページに情報の拠り所となるページを作成いただけるとありがたい（発電者等に説明する際にも紹介しやすい）」との御意見があった。
- 以上の御意見を踏まえ、発電側課金に係る資料（中間とりまとめや転嫁ガイドライン）及びQ&Aについて掲載されたページを新たに作成するとともに、電力・ガス取引監視等委員会のホームページのトップから同ページに簡単にアクセスできるようバナー・リンクを掲載した。

## ○HP掲載内容

**トップページ**

電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

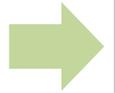
発電側課金制度  
- 特設ページ -

最新情報

- 一般ガス送配事業の供給区域の変更許可に関する意見聴取について意見を回答しました (2024年12月23日)
- 電力取引の状況 (令和6年9月分：電力取引額) を公表いたしました (2024年12月18日)
- 一般ガス送配事業の託送料金の変更認可に関する意見聴取について意見を回答しました (2024年12月18日)
- 熱供給事業の変更登録に関する意見聴取について意見を回答しました (2024年12月16日)
- 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る特定小売供給料金の特別認可等について、異存ない旨を経済産業大臣に回答しました (2024年12月13日)
- ガス小売事業の変更登録に関する意見聴取について意見を回答しました (2024年12月13日)

ピックアップ情報

- 消費者の皆様へ
- 事業者の皆様へ
- 託送料金とレベニューキャップ制度
- 発電側課金制度
- 規制料金にかかる調達効率化への取組み



## 特設ページ

電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

発電側課金制度

制度概要・趣旨

発電側課金は、システム効果的に利用するとともに、西エネ導入拡大に向けた系統運用効率化が促進に資するため、これまで、小売事業者が全て負担していた送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものです。

<イメージ>

※割合についてはイメージであり、実際の課金額はエリアで異なる点留意

ピックアップ情報

当委員会HPのURLは「<https://www.egc.meti.go.jp/>」に変更となりました。  
IBURL「<https://www.emsc.meti.go.jp/>」は令和7年3月末で廃止となります。

- 消費者の皆様へ
- 事業者の皆様へ
- 託送料金とレベニューキャップ制度
- 発電側課金制度
- 規制料金にかかる調達効率化への取組み

関連資料

詳細は以下の資料をご覧ください。

<発電側課金の導入について 中間とりまとめ>

発電側課金の詳細設計について、制度設計専門会において2023年4月にとりまとめを行っております。

発電側課金の導入について  
中間とりまとめ

2023年4月  
電力・ガス取引監視等委員会  
制度設計専門会

(詳細版) 発電側課金の導入について中間とりまとめ

● URL : <https://www.egc.meti.go.jp/info/public/news/20241210001b.html>

# (2) 発電側課金の制度・転嫁に係る情報周知の改善について (続き)

- また、第100回制度設計専門会合において、オブザーバーより、発電契約者（小売電気事業者）として「発電者への説明における負担軽減のため、既存の発電者向けの説明資料が御用意いただければありがたい」との御意見をいただいたところ。
- 前出のアンケート及びヒアリングで各発電契約者に確認したところ「個別の発電者（特に小規模な事業者）ではそもそも制度を知らないため、説明用資料として、審議会資料等を基に制度の趣旨と概要をコンパクトにしたものと、代理回収手続きの実務を盛り込んだ既存資料があるとありがたい」との御意見をいただいたところ(現状、発電契約者が独自に資料作成等しているとのこと)。
- 以上を踏まえ、関係小売電気事業者、発電事業者及び一般送配電事業者と協力の上、当該説明資料を作成中であるため、完成次第、電力・ガス取引監視等委員会及び各一般送配電事業者のホームページに掲載することとしたい。

## ○資料イメージ

経済産業省  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
ネットワーク事業制度企画室  
2024年12月  
電力・ガス取引監視等委員会

### 発電側課金の発電者向け説明資料 (例)

各一般送配電事業者における発電側課金の課金単価等

一般送配電事業者における発電側課金の課金単価等は、以下となります(2024年12月時点)。当該課金単価等は2024年度～2027年度の4年間同一で、以後5年ごとに見直されます。

各一般送配電事業者	北電(電力)				中電(電力)				東電(電力)			
	北電電力	北電電力	北電電力	北電電力	中電電力	中電電力	中電電力	中電電力	東電電力	東電電力	東電電力	東電電力
月)	110.00	93.04	87.01	80.42	93.47	97.98	85.02	92.73	85.10	69.95	89.47	
(円/kWh)	-	80.83	-	-	-	76.96	-	76.96	-	76.96	67.60	-
円/kWh)	102.30	80.80	79.85	-	88.68	-	76.93	-	79.53	67.58	-	-
円)	59.40	34.02	30.86	42.25	27.73	32.19	37.24	46.92	38.56	16.50	36.57	
円)	19.80	13.73	11.44	17.60	9.82	11.55	13.56	14.66	15.86	8.51	13.65	
円)	9.90	6.86	5.72	8.80	4.92	5.78	6.79	7.34	7.93	4.26	6.83	
円)	9.90	6.86	5.72	8.80	4.92	5.78	6.79	7.34	7.93	4.26	6.83	
円)	4.95	3.43	2.86	4.40	2.45	2.89	3.39	3.66	3.97	2.13	3.41	
円)	42.90	46.77	48.99	33.36	60.95	60.35	39.69	39.97	39.74	51.07	46.38	
円)	13.20	18.92	17.80	13.66	21.54	21.92	14.47	10.40	16.36	26.19	17.45	
円)	0.35	0.29	0.28	0.26	0.28	0.32	0.28	0.25	0.23	0.24	0.28	

●発電側課金の計算イメージ (概説)

※東京電力PG単価の例  
※(課料A-1とE-1が同時適用された場合)

●kW課金イメージ

kW課金単価  
87.01円/kWh・月

別引単価  
(30.86円 + 48.99円) / kWh・月

●SKWh課金イメージ

100kWh(売電側)の送電W-定率(課料E-2)kW

716円  
(7.16円/kWh・月 × 100kWh)

●SKWh課金イメージ

kWh課金単価  
0.28円/kWh

15,000kWh (送電W)

4,200円  
(0.28円/kWh・月 × 15,000kWh)

金の支払いスキーム・代理回収の仕組み

課金は、系統利用者である発電者にも送配電関連費用に与える影響(受益)に応じた費用負担を求めであり、その支払義務については個別の発電者が持つこととなります。

発電側課金については、発電量調整供給契約の仕組みを活用して、発電者にお支払いいただく形です。で、発電バラシンググループ(以下「発電BG」とする。))に属して一般送配電事業者と直接には発電供給契約を締結していない発電者については、原則として、発電BGの代表者(発電契約者)経由で一般事業者にお支払いいただくこととなっております(代理回収)。

事業者と直接契約を締結する場合は、基本的に、発電者と一般送配電事業者の受給料金精算において発電側課金をお支払いいただく形となります。代理回収にあたっては、円滑な制度運用の観点から、発電者より発電BGの代表者に支払う発電側課金相対力買取に係る債務を相殺できることとされております。

●一般送配電事業者との契約について

●発電側課金の支払いと回収に関するイメージ

# (2) 発電側課金の制度・転嫁に係る情報周知の改善について (続き)

- さらに、前出のアンケート及びヒアリングにおいて、一部の発電事業者より「卸電力市場の売電では、発電側課金を入札額に含めることが可能であると認識していなかったため、転嫁していない」との事案が複数確認されたところ。
- 過去の第86回制度設計専門会合において、卸電力市場を含めた各市場において、発電側課金を入札額に含めることが可能である旨、整理済みであるため、同整理内容を電力・ガス取引監視等委員会のホームページに掲載することで、改めて周知を行ったところ。

※なお、バーチャルPPAのケースにおいても、発電側課金を負担する発電者が卸電力市場に売電を行うスキームとなっているため、同様に発電側課金相当分を同市場において入札額に含めることが想定される。

第86回制度設計専門会合 資料9-1  
(一部修正) (2023年6月)

## 発電側課金の転嫁について

- 各市場・取引における発電側課金の転嫁に関しては、以下のとおり整理した。

市場・取引	発電側課金の転嫁に関して
スポット市場	応札価格に織り込むことが可能 (限界費用にkWh課金分を織り込む)
時間前市場	応札価格に織り込むことが可能
先渡市場	応札価格に織り込むことが可能
ベースロード市場	応札価格に織り込むことが可能 ※資源エネルギー庁の審議会において整理済み
容量市場	応札価格にkW課金分を織り込むことが可能 ※資源エネルギー庁、広域機関の審議会・検討会において整理済み
需給調整市場	応札価格に織り込むことが可能 (限界費用にkWh課金分を織り込む。固定費回収のための合理的な額(=「一定額」)にkW課金分を織り込む。ただし、当年度分の固定費回収が済んだ電源等の「一定額」を算出する際の限界費用には、kW課金分は含めないこととした)
相対取引 (常時バックアップ含む)	取引価格に織り込むことが可能 ※「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」(転嫁ガイドライン)を策定済み

## ○HP掲載内容

○各市場・取引における発電側課金の転嫁

各市場・取引における発電側課金の転嫁に関しては、以下の通り、応札・取引価格に織り込むことが可能と整理されております。

市場・取引	発電側課金の転嫁に関して
スポット市場	応札価格に織り込むことが可能 (限界費用にkWh課金分を織り込む。詳細論点資料参照)
時間前市場	応札価格に織り込むことが可能
先渡市場	応札価格に織り込むことが可能
ベースロード市場	応札価格に織り込むことが可能 ※資源エネルギー庁の審議会において整理済み
容量市場	応札価格にkW課金分を織り込むことが可能 ※資源エネルギー庁、広域機関の審議会・検討会において整理済み
需給調整市場	応札価格に織り込むことが可能 (限界費用にkWh課金分を織り込む。固定費回収のための合理的な額(=「一定額」)にkW課金分を織り込む。ただし、当年度分の固定費回収が済んだ電源等の「一定額」を算出する際の限界費用には、kW課金分は含めないこととする)
相対取引 (常時バックアップ含む)	取引価格に織り込むことが可能 ※「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」(転嫁ガイドライン)を策定済み

### (3) 一般送配電事業者に対する手続きの改善要望について

- 前出のアンケート及びヒアリングにおいて、今回の調査対象の小売への転嫁に留まらず、**発電側課金に係る一般送配電事業者に対する手続きの改善要望が複数寄せられたところ。**
- 同要望について、送配電網協議会及び各一般送配電事業者に共有の上、その詳細及び改善の可否等について確認を行ったところ、回答内容としては以下のとおり。
- **一定の改善が可能とする回答が確認された一方で、今後その実施の可否も含め、継続的に慎重な検討を行う必要があるとの回答も確認された。**

#### <要望の概要と回答結果>

要望の概要	一般送配電事業者からの回答
・発電契約者として買取料金との相殺可否判定を実施して、一般送配電事業者の結果を返却することとなっているが、一部のエリアで相殺可否判定結果を記載する欄がプルダウン選択となっており、1件ずつ個別に手作業を実施する運用となっており業務上負担となっているので、他エリアの形式と揃えられないか。	➤ 他エリアの形式と揃えることで対応可能(対応完了時期は今後精査)。
・発電側課金関連データの「計算結果明細一覧」ファイルについて、ある地点にて遡及案件が発生した場合に、小計+その他精算額等=請求金額とならない場合があるため、同ファイル内で整合性が取れるように変更いただきたい。	➤ 同ファイル内で整合性が取れるように対応予定。

# (3) 一般送配電事業者に対する手続きの改善要望について (続き)

## <要望の概要と回答結果>

要望の概要	一般送配電事業者からの回答
<p>・検針日ごとの3つのExcelファイル(総括表、計算結果一覧、代理回収結果一覧)が作成されるが、一部エリアのみ、計算結果一覧及び代理回収結果一覧ファイルがCSVでの提供となるため、要望事業者の社内でRPAなどを活用して効率的に業務処理を行う際に支障となっているので、ファイル形式はExcel等に統一化できないか。</p>	<p>➤ 各新電力にもヒアリング実施したところ、大規模事業者では大量データをRPAで処理するためCSV、小規模事業者ではCSVでは文字化けが生じることからExcelを志向しているなど、事業者の立場によっても差異があるので、統一化としても今後慎重な検討が必要となる。</p>
<p>・相殺不可の回答結果の送信の際に、CSVのみしか登録できないエリアとExcelでも対応可能なエリアがあるが、Excelも受けつける形としてもらえないか。</p>	<p>➤ 上記と同様にCSVとExcelを志向する事業者がそれぞれいるため、今後慎重な検討が必要となる。</p>
<p>・現在、代理回収実施後にインボイス帳票(請求機能なし)が発電所の地点ごとに後追いで送付されているが、原本を紙ではなく電子データとする運用の変更をご検討いただけないか。</p>	<p>➤ 既に対応済み、または、今後電子化することで検討している一般送配電事業者もいるところ。その他一般送配電事業者においても実施することについては、今後詳細の検討が必要となる。</p>

※その他発電側課金の支払い手続き等、個別対応が必要な要望についても、各一般送配電事業者に伝達しており、今後継続的に詳細の確認・検討いただくこととしている。

1. アンケート調査等の実施結果
2. アンケート調査等で確認された課題への対応状況
- 3. 次年度のアンケート調査等**

# 次年度のアンケート調査等について

- 今回のアンケート及びヒアリング調査によって「発電が小売に転嫁を実施したくても、小売側が転嫁に応じない」といった事案は確認されなかったものの、**発電側課金制度の運用にあたって一定の課題も確認された**ところ。
- 当該課題の状況については、**次年度のアンケート調査等において調査項目に加えるなど、引き続き状況の確認を行うこと**としたい。